

人権に関する法律が施行されています。 改めて人権のことを考えてみませんか？

世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、
「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、
人権の歴史において重要な地位を占めています。
1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

障害者差別解消法 (2016年4月施行)

障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や民間事業者に対して、合理的配慮を提供することを義務付けています(行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務となっています。)

ヘイトスピーチ解消法 (2016年6月施行)

「日本以外の国・地域の出身者かその子孫」で国内に住む人に対して差別意識を助長・誘発する目的で、生命や財産に危害を加えるように告げ、地域社会からの排除をおおる言動を「不当な差別的言動」と定義し、国や自治体に差別の解消に取り組むよう求めています。

部落差別解消推進法 (2016年12月施行)

現在もなお部落差別が存在しており、その差別の解消は我が国の課題であることが明記されています。情報化が進む中で、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国・地方公共団体に差別の解消に向けた取組を推進するよう求めています。

アイヌ施策推進法 (2019年5月施行)

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活ができ、その誇りが尊重される社会の実現を目的に、アイヌ施策の推進及びアイヌであることを理由とした差別や権利利益の侵害の禁止を基本理念に掲げ、国や地方公共団体にアイヌ施策を策定し、実施することを求めています。

差別はしない！ させない！ 見逃さない！

港区・品川区・目黒区・大田区